

国民文学から文学遺産へ : 前期中等教育を中心に

飯田, 伸二
鹿児島国際大学大学院国際文化研究科 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1793612>

出版情報 : Stella. 35, pp.11-24, 2016-12-19. Société de Langue et Littérature Françaises de l' Université du Kyushu

バージョン :

権利関係 :



国民文学から文学遺産へ*)

——前期中等教育を中心に——

飯 田 伸 二

1990年代後半から、フランスの国語教育において文学遺産の学習・継承の重要性が唱えられている。一例を挙げると、2016年新学期から施行されている教育課程基準の大枠を定めた「共通基礎知識技能教養 Socle commun de connaissances, de compétences et de culture」は、コレージュ2年から4年までのフランス語にかんする主要学習テーマとして、言語運用能力の展開、言語にかんする知識の深化と並び、以下のようなテーマを設定している¹⁾ ——

わが国の遺産 (patrimoine) となっている文学作品、現代作品、フランス語による文学、そして古代語、外国語あるいは地方語で書かれた文学、さらに他の芸術作品、とりわけ静止イメージや動画を対話させることによって、文学・芸術にかかわる共通の教養を育む。²⁾

こうした状況の下、文学遺産をめぐる議論が文学教育の研究者や現場の教員らの間で活発に交わされている。議論のテーマは、文学遺産とは何かという理論的なアプローチから、小学校から大学までの様々な教場で文学遺産をどう教えるかといった実践的取り組みや、ベルギー、ケベック州といったフランス語圏、あるいはヨーロッパ諸国における教育実践との比較など多岐に渡る³⁾。

本稿では第3共和政以降の前期中等教育におけるフランス語教育の流れ、特に統一コレージュ実施以後の動向に注目しながら、文学遺産という用語が定着してゆく様を追跡する。さらに、定着の理由について考察する。

論述の前に «patrimoine» と «héritage» の訳語について一言説明しておく。これらのフランス語に対し等しく「遺産」という訳語を当てるのが珍しくない。だが、本稿では両者を区別するため、「patrimoine」およびその派生語には「遺産」、«héritage» には「相続財産」という用語を充てることとする。

国民文学としてのフランス文学

西欧諸国では近代国家の成立とともに、古代語の教育と並行して、公用語で書かれた文学の教育が推進された事実は今日よく知られている。フランスでも普仏戦争敗北後、文学史が中等教育において確固とした地位を占めるようになる。同時に、従来は古代語作家の理解を助ける補助教材という性格が強かったラ・フォンテーヌやラシーヌのテキストが、フランス語による大作家の作品として古代作家から切り離して教えられはじめる。古代語の学習を通じてギリシア・ラテン文化の習得を図るユマニテと並んで、フランス文学が中等教育の柱となってゆく端緒が開けたのである。こうした動きを最も象徴的にあらわす出来事が1880年のバカロレア改革である。これにより、翌年7月の試験からラテン語演説に代わってフランス語による作文が課されるようになる⁴⁾。

こうしたフランス文学の制度化は、三色旗が国旗として、ラ・マルセイエーズが国歌としてそれぞれ制定されたのと同時期に着手された。この事実は「文学作品は学校が到達しようとする学習目標のために使用される」⁵⁾という指摘の重要性に改めて光をあてる。美的趣味・知性・道徳の涵養を自らの基礎とするユマニテ教育の中心となるコーパスが古代語作品からフランス語作品に移行した事実は、中等教育の狙いが従来のオネットオム（教養人）の養成だけでなく、国民意識の注入、愛国精神の養成を主眼とするようになったことを強く示唆するからである⁶⁾。

もちろんのこと、1880年のバカロレア改革を契機に、中等教育におけるフランス文学史、フランス語作家の取り扱いについての社会的合意が一気に形成され、以後はこの合意が第3共和政下で連綿と保持された、というわけではない。豊富な読書に裏打ちされた文学的教養を備えているわけではない生徒に文学史を教える危険や、共和国の体制固めのために17世紀の宮廷作家による作品を大々的に使用する是非について、幾多の議論があった事実も忘れてなるまい⁷⁾。

だが同時に、第2次大戦前夜の1938年に、人民戦線政権下で改訂された教育課程基準及び指導教書が提示した方針が、少なくとも前期中等教育に大きな安定をもたらしたのも事実である。実際、1938年の教育課程基準・指導教書はいずれも、第2次大戦後に前期中等教育を取りまく社会環境が大きく変化するにもかかわらず、統一コレージュが施行される1977年新学期まで維持され続ける⁸⁾。

遺産という用語は、すでに1938年の指導教書で使用されていた。しかし、この用語をめぐる特段大きな議論は行われなかった。少なくとも、そうした議論の痕跡を示す記録・証言は管見のかぎり確認できない。その理由は、第3共和政を通じて形成された文学教育のあり方・コーパスについての社会的合意が、第3共和政から第5共和政のある時期まで強固に維持されたからであろう。すなわち、文学教育の狙いは美的趣味、知性、道徳の涵養であり、そのコーパスの柱はフランス文学である、という同意である。そうでなければ、第2次大戦、ナチスドイツによる占領やアルジェリア戦争といった歴史的事件、大戦後の高度成長による社会の劇的な変化にもかかわらず、前期中等教育についてはその目標・内容・方法に大きな変化が見られなかったという事実を合理的に説明することは困難であろう。

教材テキストの拡散

ところが、前期中等教育の一本化を主眼とするアピ法が1975年に成立した。法案の成立を受け、1977年新学期から統一コレッジが施行される。それまで児童たちは小学校を卒業すると、保護者の意向、本人の将来設計などに合わせて進路・進学先を選択していた。しかし、進学を希望する「児童・生徒数の爆発的增加」⁹⁾に対応すべく、統一コレッジが創設されたのである。これに伴い小学校卒業した児童は全て同じタイプのコレッジに通学することになった。そのためコレッジは、高校進学やバカロレア取得を目指す生徒だけを対象とした従来の教育内容の見直しを迫られる。いわゆる教える側と教わる側との間にあった、「教養にかかわる同族意識」¹⁰⁾の崩壊である。

統一コレッジ成立以前の指導解説書は実に1938年にまでさかのぼる。当時、リセ、コレッジ1年への登録率は男子で適齢期人口の6.4%にすぎなかった¹¹⁾。女子を加えるとこの数字はさらに下がるであろうことが予想される。また、コレッジは独立した教育機関というよりは、中等教育全体の1部門と考えられていた。現在でもコレッジ、リセの学年を数えるさいに、これら2つの校種の違いを無視してバカロレア受験学年から逆算して数えるのは、コレッジとリセを合わせ、一個の独立した中等教育として総体的に捉える伝統の名残であろう。以上の事情もあって、当時のコレッジにおけるフランス語教育が知性の鍛錬に主眼を置いていたことは、その指導解説書の冒頭が端的に示し

ている——

精神の育成・涵養に資する様々な科目のうち、フランス語の授業は特別な地位を占める。

〔…〕現代と同様に過去の精神的現実及び具体的現実を最も容易に生徒に把握させることができるのは、1ページのフランス語を通じてなのだ。まさしくフランス語分析においてのみ、生徒に観察、比較、論理的思考の練習を課することができる。そしてこれらの練習こそ、精神の養成にうってつけなのである。¹²⁾

ところが、適齢期人口のほぼ全体を収容する統一コレッジでは、文学テキストを中心教材とし（上記独立引用では文学への言及は見られないが、「フランス語分析 *explication de textes*」という文言から明らかである）、知性の鍛錬に特化した教育実践を維持し続けることは困難となる。原則としてある年齢に達した子供をすべて迎え入れる以上、多様な出自・適正を持ち、卒業後は多岐な進路をたどる生徒に対応できる教育でなければならないからである。そのため、統一コレッジ実施に合わせて練られた1977・79年の教育課程基準及び1985年教育課程基準でとりわけ重視されたのが「コミュニケーション」であった。たとえば、1977年のフランス語教育課程基準冒頭には以下のような目標が掲げられている——

コレッジにおけるフランス語教育は、すべての青少年が、自身の成熟度に応じ、口頭及び筆記によって、現代フランス語で容易かつ明確にコミュニケーションをとり自己表現する能力を授けることを第一に目指す。この領域では恵まれていない社会環境〔出身の生徒〕は、通常の基準に比べてハンディを抱えており、それが教室では気後れとして現れ、〔学校〕生活では成績格差をさらに深刻にしている。全生徒が、あらゆるコミュニケーションの状況が要する条件のなかで、誤解を生じさせたり信用を失ったりする危険なしに、自らの考えを表現できるようにすること、これこそ集団生活における意思疎通を改善し、機会の均等化に資することである。¹³⁾

ここには、行政が統一コレッジという新制度に抱いていた不安が直截に表現されている。同時に、新たな学校制度のなかでフランス語が果たすべき役割に対する期待も読み取れる。すなわち、統一コレッジが教育格差を是正するのではなく、既存の社会格差をそのまま再生産してしまうのではないか、という危惧と同時に、格差の是正にフランス語教育が果たす積極的な役割への期待が

あらわれているのである。

多様化する生徒に対応する措置の一環として、1977・79年の教育課程基準は、従来踏襲されてきた様式に従い、学年ごとに学ぶべき作品・作家リストを作成するのではなく、コレージュ1・2年、および3・4年用の作品・作家リストを提示している。これは各学校の生徒の習熟度や達成度に応じて、教員が臨機応変に教材を選べるようにするための措置と考えられる。さらに作品・作家リストに加え、1・2年、および3・4年のそれぞれで学ぶのにふさわしいテーマも示された――

〔コレージュ1・2年〕

水。火。空。季節。自然と動物。山。海洋の世界。

先史時代の人間の動物。古代ギリシア・ローマ。中世の風俗と伝説。今日の生活場面。

学校と児童・生徒。家。遊びと玩具。仮面と変装。祭り。

道路。鉄道。船。飛行機。旅、冒険、探検家。遠くの土地。

謎、神秘、操作。おとぎ話

詩。音楽と歌。¹⁴⁾

〔コレージュ3・4年〕

友人と級友。教える人と教えられる人。世界を発見しようとする青年、子供。歴史に耳を傾ける。

近代の生活。都市、通り、群衆。オフィス、工場での労働。速さ。

田園地帯と農村の活動。野生の動物と家畜。漁と猟。

商人と市場。医学と医師。職人と芸術家。

余暇。興行。スポーツ。ファッション。

笑いと微笑み。悪ふざけとおどけ。人物像と性格。

読書と精神生活。

イメージ、音楽。

現実の彼方：想像からなる領域。¹⁵⁾

1・2年のテーマである「先史時代の人間と動物」「飛行機」「音楽と歌」あるいは、3・4年のテーマである「余暇」「スポーツ」「ファッション」のように、コレージュ生徒が容易に関心を持ちそうなテーマが多数盛り込まれている。このように広範囲の領域でテーマが設定されているのは、文学史上の名作や古典作品と縁遠い家庭環境に育った生徒でも親しみが持てる教材を、教科書会社や教員が準備できるようにするための措置と考えられる。テーマという新たな教材

選択基準の導入により、中等教育におけるフランス語教材となりうるテキストの間口は大きく開かれた。新聞雑誌の記事、青少年向け科学読本の抜粋、シャンソンの歌詞といったコーパスの利用に対し、言わば正式なお墨付きが与えられたのである。

さらに1977・79年の教育課程基準では「外国文学の翻訳」、「フランス語表現の外国人作家」（ただし3・4年生のみ）、「報道文もしくは今日の世界にかんする多様な資料」という新たな項目が導入された¹⁶⁾。統一コレッジ実施以前の前期中等教育では、教育課程基準においては文学史上の名作を重視する一方で、教科書の構成においては、生徒の生活世界と親和性の高いテキストが多くのページを占めるという状態が長らく続いてきた。すでに別稿で論じたように、「17世紀から今日にいたる散文もしくは韻文による抜粋選」と題された教育課程基準における項目が、教科書のこのような柔軟な編集を可能にしてきたのである¹⁷⁾。統一コレッジ実施とともに新たに導入されたこれら2つの学習項目も、従来「抜粋選」が演じてきた役割とほぼ同様の機能を果たすよう期待されていたものと判断できる。たとえば1・2年向け教育課程基準の「外国文学の翻訳」では、コレッジ生徒がすでに保育学校や小学校でライト版にふれていた可能性の高い、グリム童話やアンデルセン童話といった、いわば児童文学の定番作品があげられているからである¹⁸⁾。また「報道文もしくは今日の世界にかんする多様な資料」という学習項目の導入には、同時代の様々な事象、社会問題に視野を広げるよう生徒を促しながら、従来の抜粋選が重視してきた彼らの生活世界に直結した文章を教材として提供する狙いが働いていたものと考えられる。

1977・79年のコレッジ改革を通じて行われた、作家・作品・テーマ・ジャンルにおける教材の多様化の動きは、文学作品がフランス語という科目の根幹であることが必ずしも自明でなくなったことを含意する。これ以降、フランス語教員は何をどのように教えるべきか、という根本的な問題に向き合わざるをえなくなる。

この問いは1985年の教育課程基準改訂によりさらに深刻さを増す。確かに、77・79年に導入された学習単元をテーマ別に組織する授業計画の有効性は85年においても相変わらず支持されてはいるとはいえ、具体的なテーマの提示は教育課程基準から削除されている¹⁹⁾。だが、77・79年の改革で導入された外国

文学²⁰⁾と報道文という学習項目が保持されたままであり、教材となりうるテキストの拡散に歯止めはかかっている。これに加えて全学年で「映画、テレビ番組、多様な視聴覚作品」という学習項目が追加された²¹⁾。具体的には低学年では広告、高学年では映画を主な教材としてイメージにかんするリテラシー教育を行うこととなった。母国語教育がこの分野とどうかかわるべきか、日本では未だに議論さえされていない観があるが²²⁾、フランスでは1985年の教育課程基準改訂により同分野でフランス語が牽引的な役割を果たすことが決定したといえよう。その目標は「イメージの習熟」であり、具体的には「生徒が暮らす世界をより好く、よりくまなく知覚する」ことにある²³⁾。

文学遺産の登場

1996年の教育課程基準では、「翻訳された外国文学」に代わり、新たな学習項目として「青少年向け文学」が導入された。1985年の「外国文学」の教材リストが、ヨーロッパ児童文学の名作として評価の高い、厳選されたテキストを中心に構成されていた（註20参照）のとは対照的に、「青少年向け文学」の教材選定は従来の古典重視の方針に大きな変更を促す内容であった。

まず「青少年向け文学」が初めて導入された学習項目である以上、教員の教材選択を助ける詳細な資料が必要であったはずである。にもかかわらず、教材選択の原則は極めて一般的な指示にとどまっていた。たとえば教育課程基準の指示は、学年で扱う作品数（「年に1度は若者向け文学に触れること」、1年）やジャンル（2年では「短い物語と冒険小説」、3年では「小説」、4年では「ユーモア作品」）に言及するだけでかなり漠としている²⁴⁾。さらに、学習期ごとに編纂された教員支援資料付属の推薦教材リストに示されているのは作品タイトルと作家名だけであった。これでは青少年向け文学を教材として扱った経験がない教員からすれば、中身のある支援となっていない。そのうえ、紹介されている作品数はいずれの学習期においても100を超えている。これは精選された教材作品リストに基づいた教育課程基準・指導教書という従来の伝統を覆すものである²⁵⁾。

このように1996年の教育課程基準は教材の拡散化にいつそう拍車をかけたのである。だが同時に、この年の教育課程基準のもうひとつの狙いは「共通の教養」の涵養であった――

コレッジはすべての生徒に分け隔てなく普通教育を施す。この普通教育は、共通の教養を形成する基本的知識と能力を生徒が獲得できるようにするために行われなければならない。²⁶⁾

これを受けて、フランス語教育の目的も以下のように定められた――

コレッジにおけるフランス語教育の目的は、個々の生徒が人格を形成し、意識的で、自律した、責任感ある市民となることを可能にすることである。

今日、コレッジとは全生徒に対して共通して行われる教育養成の最も高度の教育機関である。以後、生徒の進路は分離する。生徒は社会生活に参画する。それゆえ、生徒は彼らの判断を組織立て、自己表現し、想像の世界を豊かにするために、基礎となる共通の知識の総体を習得しておかなければならない。²⁷⁾

こうした問題意識の背景には、フランスにおいて宗教・経済・雇用・民族的出自といった多方面における分裂が深刻化し、社会としての存立を危うくしかねないという危機意識が1990年代半ばから高まった事実があると考えられる。コレッジ改革前年、1995年にはジャック・シラクが社会分断を克服するべき主要テーマのひとつに掲げて大統領選挙を戦い、当選したことも手伝って、社会分断の解決が喫緊の大問題として前景化したのである。教育課程基準改革を受けて公表された『前期中等教育修了認定試験要綱』にもこうした問題意識が反映されていた。1996年の改革を受け、2000年からは前期中等教育修了認定試験も形式・採点基準等が変更されたが、その趣旨を例題と解答例で具体的に示したのが『前期中等教育修了認定試験要綱』である。この要綱に収められた11の例題のうち3題が、貧困や社会的偏見をテーマにしたテキストを採っている²⁸⁾。

以上の考察から、1996年教育課程基準の意義は、教材の多様化を通じて教員に対し生徒・教場の現実に対応するよう促す一方、生徒の社会統合には「共通の教養」が不可欠であるという認識にいたった点にある、と総括しても差し支えあるまい。

じじつ、1996年の教育課程基準に5度にわたって登場する「共通の教養」という表現は、かつて統一コレッジ施行時に教育課程基準の序文で一度だけ用いられた後、1985年教育課程基準では採用されていない。さらに教養の基礎となる「文学史によって認められ、教育実践で定番となっている作品」²⁹⁾という

意味での「古典（的）」、さらには「遺産」「相続財産」「文明の基礎となる」といった、1979年、1985年にはほとんど見られなかった語が頻繁に使われるようになったのも1996年教育課程基準の大きな特徴である――

生徒たちは、前学年を通じて、一般的な文化遺産（patrimoine）に属する外国作品に接してきた。本教員支援資料の補遺に付されたリストは「外国の古典」を重視し、20程度のタイトルをあげている〔…〕。このタイトルリストはヨーロッパの古典をとりわけ重視している。とはいえ、作品が生徒の期待、好奇心、能力にかなってさえいれば、教員が他の文化からの作品を選んでもかまわない。

第4学年で提案されている学習の特色は、フランス語以外の言語において文化的な基準を形成し、他の様々な文化に共通する文化的相続財産（héritage）からなる作品に生徒の関心を促すことにある。³⁰⁾〔強調筆者〕

このような言葉の使用法の変遷にも、フランス国民が共有すべき「共通の教養」の核が、世代を経て受け継がれてきた古典・名作に求められたことが窺える。

2009年の教育課程基準は、1996年の教育課程基準に見られた、教材の拡散化と共通の教養の担保という2つの相反する命題のうち、前者を切り捨てて後者を受け継いだ³¹⁾。じじつ、外国文学・青少年向け文学・報道文・テーマにかんする項目は一切削除されている。2009年の教育課程基準の本質について、ある総視学官は以下のように説明している――

この新教育課程基準にはそれほど「新しい」ものは何もない。あるとすれば、フランス語の授業ではよく知られ、世論やメディアではしばしば皮肉の的になっている従来のかつかの教育実践の脱線を緊急に訂正しようとしていることくらいである。〔…〕新教育課程基準の狙いはコレージュにおける文学の中心的な地位を改めて確認することにある。³²⁾

実際、この教育課程基準が施行された2009年以降の教科書は、1940年代後半のどの教科書よりも徹底して文学史上の名作、傑作が幅を利かせている。そこに掲載された文章だけを眺めると、現在教場で使われている教科書のほうが、統一コレージュ以前の教科書よりも、生徒の生活世界から距離があると考えられるくらいである。

同時に、用語の使用法についても興味深い変化が確認できる。上記の独立引用では、「古典」「遺産」「相続財産」がほとんど同義語のように使われていた。

ところが、2009年以降は後者に統一されていく傾向が見られるのである。

これは「遺産」という言葉が持つ独特のニュアンスから説明されよう。今、文学作品に求められているのは、フランス社会に「共通の教養」の核となることである以上、「集団の共有財産」という意味を持つ「遺産」が特権的に使用されるのは首肯できるであろう。また「模倣に値する」「モデルとみなされる」作品、あるいは特に文学で「将来の世代にモデルとなるに値する」といった意味を持つ「古典」や、「受け継ぐ行為」に重点をおいた「相続財産」ではなく、残されたもの（「祖先から受け継がれた固有財産」）という側面を強調する「遺産」という用語が残った背景には、文学作品にかんし、世代間の伝達が危うくなっているという危機意識が行政側に働いているものと考えられる³³⁾。なぜなら、遺産化 (patrimonialisation) が発生する背景には「過去の事物が現在からすると徹底的に異物として感得される」³⁴⁾ という事情があり、遺産化とは過去の作品と現代との絆を修復する手段にほかならないからである。

結論に代えて——多次元のアイデンティティへ

共通の教養を伝授し、国民意識、フランス社会・文明への帰属意識を涵養する目的で、文学遺産に相応しい作品を中心にフランス語教育が再組織化される背景には、フランス社会が今日経験している深刻なアイデンティティ危機があることは言を俟たない。だが、今日フランスの学校で教えられている文学遺産が、フランス文学だけを対象にした、いわば閉じられた遺産でない点は強調されなければならない——

毎年、生徒は主にフランスの遺産、そしてフランス語圏の遺産に属する作品、さらにはヨーロッパ圏、地中海圏、あるいはさらに広く世界的な遺産に属する作品を読むよう促されている。³⁵⁾

目下のアイデンティティの危機とは、グローバル化が進展するなか、ヨーロッパとどう向き合うか、さらにはここ数世代で新たに国籍を取得した国民をどう統合すべきかを自らに問うフランス社会の新たな挑戦にほかならない。この点でフランスにおける文学遺産の議論は、日本の国語教育において「伝統的な言語文化と国語の特質にかんする事項」の導入により近年試みられている伝統への回帰とは一線を画していることには留意すべきであろう³⁶⁾。

文学遺産は国民的アイデンティティの構成要素である以上、固定したものはありえず、その模索の変遷とともに常に形を変える。文学遺産とは、フランス語教育における重要な教材の源である以前に、フランス社会のあり方を映し出す鏡でもあるのだ。

註

- *) 本稿は平成 26～28 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）、課題番号 26381243、研究代表者：飯田伸二、研究課題「フランス中等教育における文学教育——文学遺産の形成・継承・課題」）の研究成果の一部である。
- 1) ちなみに、言語運用能力の展開、言語にかんする知識の深化は、それぞれ正確には「受信者、発信者としての口頭、筆記での言語運用能力の発展」、「フランス語の総合的な理解を可能にする言語学的能力の深化、ただし（古代語、現用外国語、地方語と関連づけた）綴り字、文法、語彙にかんする体系、フランス語の歴史にかんする初歩的知識を含む」と定められている——Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche, «Programmes d'enseignement du cycle des apprentissages fondamentaux (cycle 2), du cycle de consolidation (cycle 3) et du cycle des approfondissements (cycle 4)», *Bulletin officiel spécial*, n° 11, 26 novembre 2015, p. 227. また、2016 年のコレージュ改革については拙稿を参照願いたい——「2016 年のコレージュ改革：学級と科目の脱構築に向けて」『国際文化学部論集』第 17 巻第 3 号、鹿児島国際大学、2016 年 12 月、141-156 頁。
 - 2) Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche, *loc. cit.*, p. 227.
 - 3) 文学遺産にかんする主な研究成果として以下を参照——Isabelle de PERETTI et Béatrice FERRIER (dir.), *Enseigner les «classiques» aujourd'hui : approches critiques et didactiques*, Bruxelles : Peter Lang, «ThéoCrit», 2012 ; Sylvaine AHR et Nathalie DENIZOT (dir.), *Les Patrimoines littéraires à l'école : usages et enjeux*, Namur : Presses universitaires de Namur, coll. «Diptyque», 2013 ; Marie-France BISHOP et Anissa BELHADJIN (dir.), *Les Patrimoines littéraires à l'école : tensions et débats actuels*, Paris : Honoré Champion, coll. «Didactiques des lettres et des cultures», 2015.
 - 4) André CHERVEL, *La Composition française au XIX^e siècle dans les principaux concours et examens de l'agrégation au baccalauréat*, Paris : Vuibert / INRP, 1999, p. 278.
 - 5) Brigitte LOUCHON, «Le patrimoine littéraire : du passé dans le présent», in BISHOP

- et BELHADJIN (dir.), *op. cit.*, p. 105
- 6) CHERVEL, *Les Auteurs français, latins et grecs au programme de l'enseignement secondaire de 1800 à nos jours*, Institut national de recherche pédagogique et Publications de Sorbonne, 1986, p. 4; 拙稿「近代化と言語表現の秩序：19世紀フランスにおける文学教育」, 鹿児島経済大学地域総合研究所編『近代秩序への接近——制度と心性の諸断面』, 日本経済評論社, 1999年, 143-193頁。
 - 7) Cf. Antoine COMPAGNON, *La Troisième République des Lettres : de Flaubert à Proust*, Paris : Éd. du Seuil, coll. «Poétique», 1983.
 - 8) André MAREUIL, «Les programmes de français dans l'enseignement du second degré depuis un siècle», *Revue française de pédagogie*, vol. 7, 1969, pp. 31-45.
 - 9) この表現は, 1961年に出版され, 戦後の中等・高等教育定員の爆発的増加を扱った官僚レイ・クロスの著作のタイトルによる——Louis CROS, *L'Explosion scolaire*, Paris : Comité universitaire d'information pédagogique, coll. «Éducation et économie», 1961.
 - 10) Alain BOISSINOT, «Les enjeux des disciplines», p. 30, in *id.* (dir.), *Perspectives actuelles de l'enseignement du français*, Versailles : CRDP de l'Académie de Versailles, 2001.
 - 11) Antoine PROST, *L'École et la famille dans une société en mutation*, Paris : Nouvelle librairie de France, coll. «Histoire générale de l'enseignement et de l'éducation en France», 1981, p. 223.
 - 12) La Fédération générale des pupilles et de l'école publique et à son profit, *Programmes, horaires et instructions*, Paris : Éd. Bourrelier, p. 35.
 - 13) [Sans auteur], *Classes de sixième et cinquième des collèges : horaires, objectifs, programmes, instructions*, Paris : Vuibert, coll. «Programmes», 1977, p. 15.
 - 14) *Ibid.*, p. 22.
 - 15) [Sans auteur], *Classes de quatrième et troisième des collèges : horaires, objectifs, programmes, instructions*, Paris : Vuibert, coll. «Programmes», 1979, p. 17.
 - 16) *Ibid.* ; [Sans auteur], *Classes de sixième et cinquième des collèges : horaires, objectifs, programmes, instructions*, Paris : Vuibert, coll. «Programmes», 1977, p. 22.
 - 17) 統一コレージュ以前の教科書の編集方針と, 抜粋選が果たしてきた歴史的役割については拙稿を参照されたい——「戦後フランス語教育の変遷：1945-60年代のコレージュ教科書の変遷から」, 『ステラ』第33号, 九州大学フランス語フランス文学研究会, 2014年12月, 29-36頁; 「抜粋選」とは何か——その歴史的役割をめぐって——, 『ステラ』第34号, 2015年12月, 39-55頁。
 - 18) コレージュ1・2年用の教育課程基準は「外国文学の翻訳」として, 他にキプリング『その通りの物語』, ヘミングウェイ『老人と海』をあげている (voir [Sans auteur], *op. cit.*, 1977, p. 22)。一方, コレージュ3・4年用教育課程基準は「外国文学の翻

- 訳」について具体的な作品名をあげていない (voir [Sans auteur], *op. cit.*, 1979, p. 17)。
- 19) 学習単元をテーマに沿って組織する意義を、1985年の教育課程基準は以下のように説明している——「教員は作品全体の読解と抜粋の読解を交互に行う。教員は、〔教材となる〕文章を秩序立てて集約すること、たとえば文章の比較を通じ意味が見えてくるように、あるテーマに沿って集約することにより、教育上の効果を獲得できる」(Ministère de l'Éducation nationale, *Collèges : programmes et instructions 1985*, Paris : Centre national de documentation pédagogique, 1985, p. 29)。
 - 20) 1985年の教育課程基準では、外国文学の教材リストは著しく充実した。コレージュ1・2年用の「翻訳された外国の作品」には下のような作品がリストアップされている (*ibid.*, pp. 48-49 et 51) —— 『アラビアン・ナイト』, 『アンデルセン童話』, 『グリム童話』, ダニエル・デフォー 『ロビンソン・クルーソー』, ファン・ラモン・ヒメネス 『プラターロとわたし』, キプリング 『その通りの物語』, スティーヴンソン 『宝島』, スウィフト 『リリパット国旅行記』, ジョゼ・マルオ＝ド＝ヴァスコンセロス 『ぼくのオレンジの木』。また3・4年用リストは以下のような作品で構成されている——ブラッドベリ 『火星年代記』, ブッツァーティ 『怪獣コロンブル』, カルヴィーノ 『マルコヴァルドさんの四季』, キャロル 『不思議の国のアリス』, セルヴァンテス 『ドン・キホーテ』, エッサ・デ・ケイロース 『高級官吏』, ヘミングウェイ 『老人と海』, ポー 『異常な物語集』, プーシキン 『大尉の娘』, スタインベック 『真珠』, ターハ・フセイン 『日々の本』, トルストイ 『幼年時代』。
 - 21) *Ibid.*, pp. 49 et 52.
 - 22) たとえば現行の中学国語の指導要領にはイメージ、映像リテラシーに対する言及は一切見られない。文部科学省『中学校学習指導要領解説国語編』, 平成20〔2008年〕, 東洋館出版社, 参照。
 - 23) Ministère de l'Éducation nationale, *op. cit.*, p. 31.
 - 24) Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche, *Enseigner au collège : français : programmes et accompagnement*, Paris : CNDP, 2005, pp. 19, 71, 73 et 162.
 - 25) *Ibid.*, pp. 50-53, 138-143 et 216-219. 学習期については、註1に掲げた拙稿を参照されたい。
 - 26) *Ibid.*, «Décret du 29 mai 1996 sur l'organisation de la formation au collège», p. 5.
 - 27) *Ibid.*, «Cycle d'adaptation : classe de 6^e», p. 15.
 - 28) Centre national de documentation pédagogique et Direction de l'enseignement scolaire, *Diplôme national du brevet : série collège : français : annales zéro*, Paris : CNDP, [1999].
 - 29) Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche, *op. cit.*, p. 216.
 - 30) *Ibid.*, p. 189.

- 31) Ministère de l'Éducation nationale, «Programmes du collège : programmes de l'enseignement de français», *Bulletin officiel spécial*, n° 6, 28 août 2008.
- 32) Patrick LAUDET, «Place et enjeux de la littérature dans les nouveaux programmes du collège», *Les Nouveaux programmes de français au collège*, Paris : MEN / DESCO, 2009, p. 2.
- 33) この段落で行った検討には主に *Le Grand Robert, Le Trésor de la langue française*, および『小学館ロベール』を参照した。
- 34) Nathalie DENIZOT, «Patrimonialisation de la littérature», in BISHOP et BELHADJIN (dir.), *op. cit.*, p. 111.
- 35) Ministère de l'Éducation nationale, *loc. cit.*, p. 2.
- 36) 平成 20 [2008] 年に発表された小中高等学校の学習指導要領国語編の「目標と内容」に「伝統的な言語文化と国語の特質にかんする事項」が付け加えられた。文部科学省, 前掲書参照。